

○北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則（平成26年7月15日人事委員会規則22—0）
北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

北海道職員等の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業（北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号。以下「条例」という。）第1条に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由となる特別休暇）

第2条 条例第7条第2号に規定する人事委員会規則で定める特別休暇は、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13—42）第11条第1項第9号又は第10号に定める場合における休暇及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13—43）第11条第1項第9号又は第10号（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13—2）第2条において準用する場合を含む。）に定める場合における休暇とする。

（号俸の調整をすることができる日）

第3条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7—405）第32条第1項に規定する昇給日とする。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（規則の分類の一部改正）

2 規則の分類（北海道人事委員会規則1—0）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）